## (3) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

 和解の相手方 倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金14,018円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日平成25年11月24日
- (2) 事故発生場所 東伯郡北栄町由良宿地内
- (3) 事故の状況

鳥取県文化観光局交流推進課所属の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の小型乗用 自動車の後部座席から降車しようとドアを開けたところ、隣に駐車してあった和解の相 手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。